

第3章 環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成

第1節 循環型社会づくりの推進

◎現状と課題

(1) 現状

① 一般廃棄物（し尿を除く。）（以下「ごみ」という。）

令和元年度の総排出量は約31.2万t、県民1人1日当たりの排出量は868g(前年度から5g増加)となっています。また、収集量(総排出量のうち、市町が収集した量)約29.7万tのうち8割弱を可燃ごみが占めています。ごみの処理について、リサイクル率は18.2%(前年度から0.7ポイント低下)、最終処分量は3.1万t(前年度横ばい)となっています。

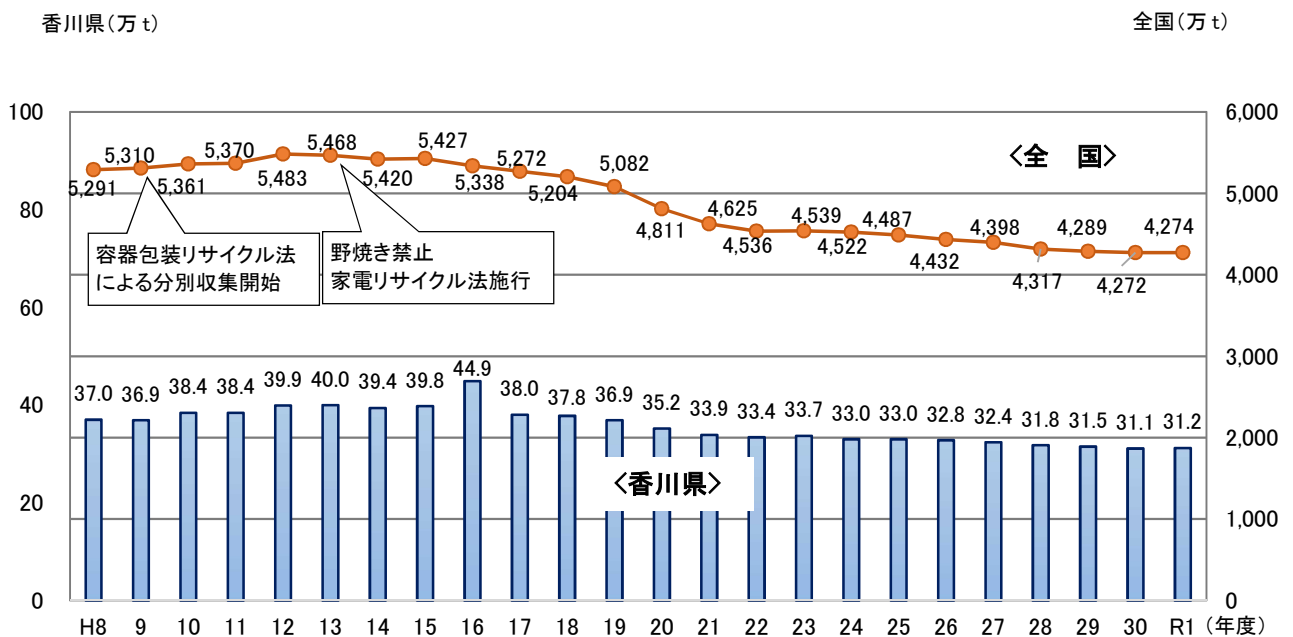
「循環型社会」とは

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

「廃棄物」とは

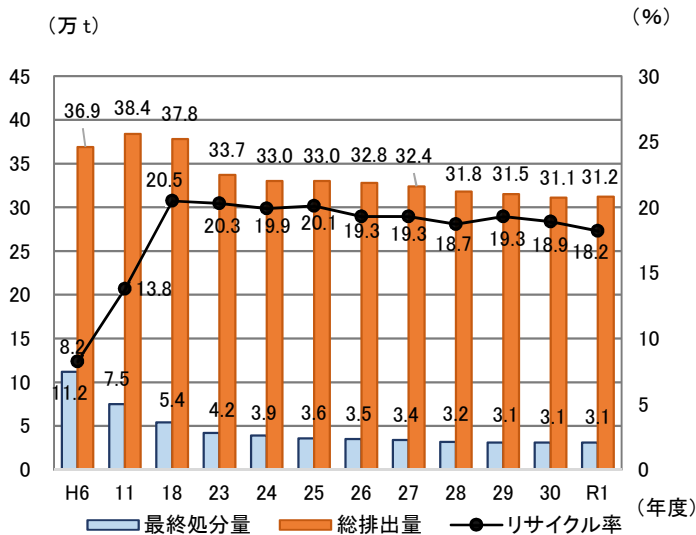
占有者がみずから利用し、または他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、ごみ、汚泥、廃油、し尿等の固形状または液状のものをいう。また、廃棄物は事業活動に伴って生じた産業廃棄物と家庭から出るごみ、し尿など一般廃棄物がある。

香川県と全国のごみ総排出量の推移



資料：香川県廃棄物対策課

ごみ総排出量・リサイクル率・最終処分量の推移



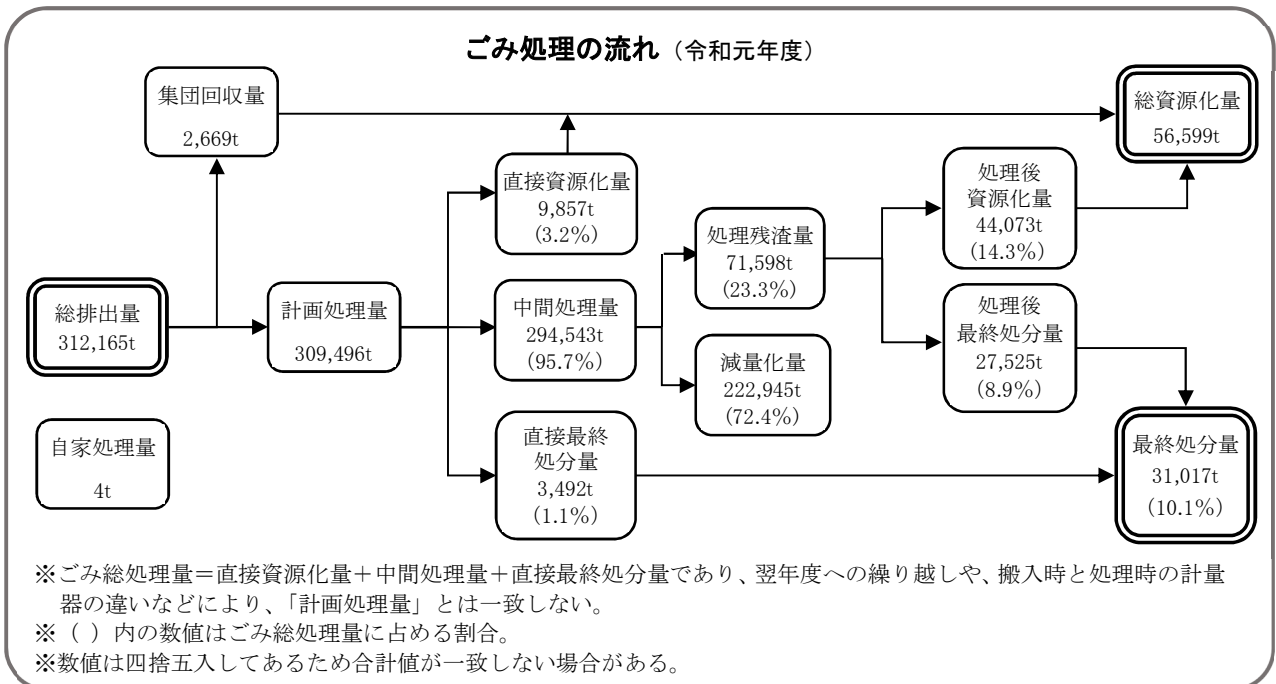
資料：香川県廃棄物対策課

ごみ総排出量の内訳 (令和元年度)

		(単位: t)	
収集量合計(A)		296,879	(100%)
内訳	可燃ごみ	235,172	(79.2%)
	不燃ごみ	18,033	(6.1%)
	資源ごみ	41,785	(14.1%)
	粗大ごみ	1,870	(0.6%)
	その他	19	(0.0%)
直接搬入量 (B)	12,617		
計画処理量 A+B(C)	309,496		
自家処理量 (D)	4		
集団回収量 (E)	2,669		
総排出量 C+E(F)	312,165		

資料：香川県廃棄物対策課

ごみ処理の流れ (令和元年度)



資料：香川県廃棄物対策課

② し尿・浄化槽汚泥

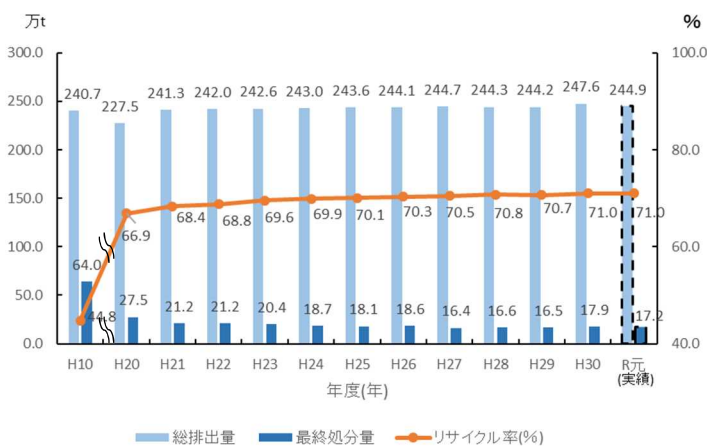
令和元年度の総排出量は、約 19.0 万 kL (前年度から約 0.5 万 kL 減少) で、近年では下水道や合併処理浄化槽等の普及による便所の水洗化などにより、くみ取りし尿が減少し、浄化槽汚泥が増加しています。平成 16 年度まで、浄化槽汚泥はくみ取りし尿よりも少ない状況でしたが、現在は、浄化槽汚泥の方が多くなっています。

なお、計画収集したものは、ほとんどがし尿処理施設で処理されています。

③ 産業廃棄物

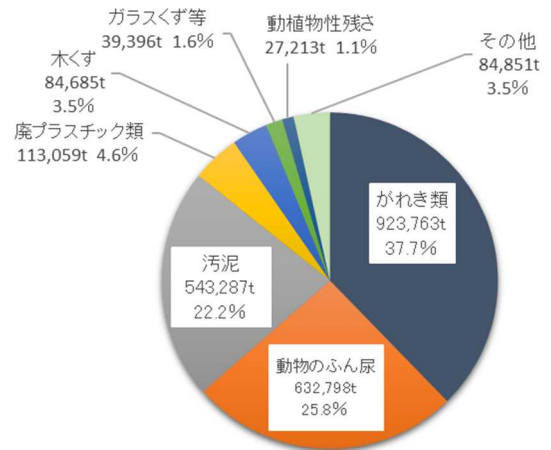
令和元年度の総排出量は約 244.9 万 t (前年度から約 2.7 万 t 減少) となっています。内訳は、がれき類、動物のふん尿および汚泥の 3 品目で総排出量の 85.7% を占めています。処理について、リサイクル率は、リサイクル技術の普及、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の施行などにより、平成 10 年度の 44.8% から 71.0% に上昇したことに伴い、最終処分量は平成 10 年度に比べ約 46.8 万 t 減少し、17.2 万 t となっています。

産業廃棄物総排出量・リサイクル率・最終処分量の推移

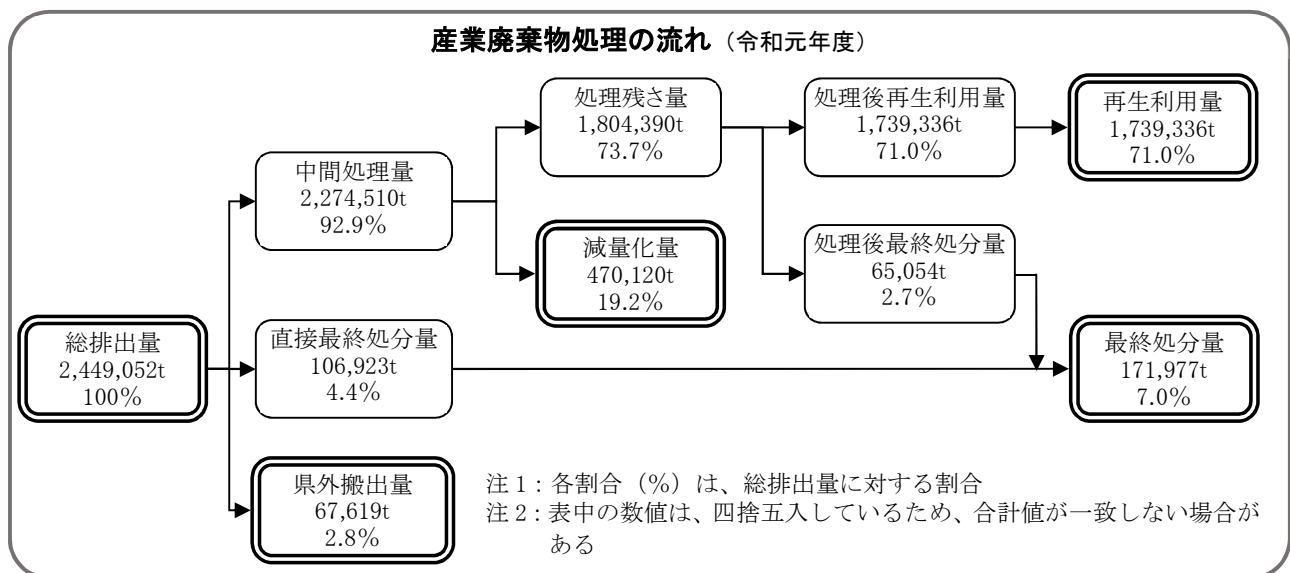


資料：香川県廃棄物対策課

産業廃棄物種類別排出量（割合）



資料：香川県廃棄物対策課



資料：香川県廃棄物対策課

④ 香川県廃棄物処理計画

持続的かつ発展的な社会経済システムを構築するためには、これまで形成された大量生産・大量消費型かつワンウェイ型のライフスタイルから循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図る必要があります、これらを進める基本的方策として、「香川県廃棄物処理計画」を平成27年12月に策定しました。

この計画では、「環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成」を基本目標とし、「2R（リデュース、リユース）の推進」「リサイクルの推進」「廃棄物の適正処理の推進」を施策の柱として設定しています。

数値目標

区 分		H25 年度	R2 年度
一般 廃棄物	総排出量 (万 t)	33.0	29.0 (12%減)
	リサイクル率 (%)	20.1	24.0
	最終処分量 (万 t)	3.6	3.0 (16%減)
	1人1日当たりの排出量(g)	895.0	815.0 (80g 減)
産業 廃棄物	総排出量 (万 t)	243.6	242.0 (1%減)
	リサイクル率 (%)	70.1	71.5
	最終処分量 (万 t)	18.1	17.2 (5%減)
	廃棄物不適正処理苦情件数	160 (26年度)	減少

※ () 内は H25 年度比 資料：香川県廃棄物対策課

(2) 課 題

循環型社会の形成のためには、県民、行政、事業者、NPO等の多様な主体が、連携・協働して2Rを意識した3Rを推進することにより、引き続き大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動からの転換を図る必要があります。

環境産業の創出による地域の活性化をめざす直島町でのエコタウン事業については、引き続き循環型社会のモデル事業として推進する必要があります。

◎具体的な取組み

1 2R (リデュース、リユース)の推進

ア) 2Rを意識した3Rの普及啓発

① 2Rを意識した3Rの普及啓発

啓発資材である小冊子「ごみゼロ・じゅんかん・ぐるぐるBOOK」、リーフレット「ちょっと待って!ごみ?資源?」を配布したほか、広報誌、ラジオ広報、テレビ広報、ホームページ、環境キャラバン隊事業による学校での3Rの授業などにより、ごみの減量化やリサイクルなどの推進について、普及啓発を行いました。

イ) リデュースに向けた取組みの推進

① 食品ロス削減対策

食品ロス(本来、食べられるにもかかわらず捨てられている食品)は、家庭と事業者からそれぞれ半分程度発生していることから、家庭と事業者の双方が食品ロスの発生抑制に取り組む必要があります。

本県では、令和元年10月に施行した食品ロス削減推進法に基づき、令和3年3月に香川県食品ロス削減推進計画を策定しました。

また、令和元年度から引き続き、家庭での食品ロスを削減する生活習慣を環境・身体(健康)・家計にかしこい「スマート・フードライフ」の提案として、料理を通じて食品ロスを削減するコツを体験する料理教室の開催や家庭でできる取組みを紹介する出前講座などを実施しました。

さらに、新たな取組みとして、効果的な取組みを広く普及させるため、食品ロスの削減に取り組んでいる飲食店や宿泊施設、食料品小売店を認定・登録し、その取組みを紹介する「かがわ食品ロス削減協力店」制度を開始したほか、家庭や企業・団体での優れた取組みを表彰する「かがわ食品ロス削減大賞」を実施しました。

URL 「かがわ食品ロス削減協力店」：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/haitai/loss/kyouryokuten/>

② 産業廃棄物の発生抑制・多量排出事業者の廃棄物減量化の促進

事業者に対する講習会を開催するなど、さまざまな機会を通じて、産業廃棄物の発生抑制の啓発を行いました。また、多量排出事業者は、産業廃棄物処理計画の作成やその実施状況の報告が義務付けられており、提出時におけるヒアリングなどを通じて、計画的な廃棄物の減量化などを指導・助言しました。

産業廃棄物処理計画の作成状況（令和2年度）

区 分	提 出 件 数	
産 業 廃 棄 物	香川県	124
	高松市	61
特別管理産業廃棄物	香川県	26
	高松市	14

資料：香川県廃棄物対策課

③ 公共工事での廃棄物の減量化の推進

計画段階から廃棄物の発生抑制を心掛け、発生の少ない工法や資材を採用して減量化を図りました。また、建設現場での分別・再資源化を徹底し、最終処分量の減量に努めました。

ウ) リユースに向けた取組みの推進

① リユースに向けた取組みの推進

啓発資材である小冊子「ごみゼロ・じゅんかん・ぐるぐるBOOK」を使って、環境キャラバン隊事業による学校での「ごみ処理と3R」の授業などにより、2R（リデュース、リユース）の重要性について普及啓発を行いました。

2 リサイクルの推進

ア) 市町におけるリサイクルの推進

① 市町におけるリサイクルの推進

イ) 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充②・④を参照。

イ) 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充

① 拡大生産者責任の徹底

本県では、生産者が、使用後のことを考慮した製品づくりを行うことや、回収・処理に積極的に関与する拡大生産者責任の考え方に基づく廃棄物処理システムを構築していくことが、持続可能な循環型社会形成のために重要と考え、国に対し、次のような要望・提案を行ってきました。

- ・「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）では、リサイクル料金の支払いが後払い方式であることから発生する廃家電製品の不法投棄や不適正処理を防止するため、前払い方式へ変更するとともに、リサイクル品目の一層の拡大を図ること。
- ・携帯電話など資源として再生できる製品や薬品等有害物質などについて、生産者による廃棄物回収システムを導入するとともに、デポジット制度を有効に組み合わせること。
- ・デポジット制度の導入は、自治体間で取扱いが異なることにより、実効性が損なわれることがないよう、全国一斉に同一基準で実施するため、国による取組みを推進すること。

「デポジット制度」とは

飲料等を販売する際に、現在我が国のビール瓶などで行われているように、一定額を預り金として取り、消費者が瓶などを返却すると預り金を払い戻す制度。

② 容器包装リサイクルの推進

容器包装のリサイクルについては、令和3年3月現在、すべての市町が、対象品目10品目のうち8品目以上の分別収集を実施しています。

③ 家電リサイクルの推進

「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）に基づく廃家電製品の処理が適正に行われるよう、広報誌などでの広報を実施しました。

④ 小型家電リサイクルの推進

平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、平成25年10月からは県内全市町で使用済小型家電の回収を行っています。市町の庁舎や公民館などに回収ボックスを設けたり、資源ごみの収集にあわせて回収するなど、回収方法は市町によって異なりますが、不燃ごみとして埋立処理されていた小型家電類を別に回収し、資源化しています。

⑤ 自動車リサイクルの推進

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」では、使用済自動車の処理業者は引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業に区分され、引取業またはフロン類回収業を行う場合には知事の登録が、解体業または破砕業を行う場合には知事の許可が必要です。（高松市は高松市長の登録または許可）

▶ 使用済自動車の引取報告（R2年度）：

27,837台（県：19,725台、高松市：8,112台）

登録・許可業者数（令和2年度末）

		高松市以外	高松市
登録業者数	引取業者	160	93
	フロン類回収業者	72	35
許可業者数	解体業者	34	9
	破砕業者	13	5

資料：香川県廃棄物対策課

⑥ 県営ため池等整備事業

工事で発生する建設残土等の有効利用として、県営ため池等整備工事（平和池地区ほか11地区）の仮設材等で利用したほか、砥石川池地区ほか4地区では、工事で発生した石材などを水生生物の生息環境を考慮した法面保護材として再利用しました。（R2年度）



▲工事で発生した石材を法面保護材に再利用

⑦ 県営農道整備事業

コンクリート殻やアスファルト殻から再生される砕石（再生クラッシャーラン）を、道路の路盤材料として利用しました。

▶ 再生砕石の利用（R2年度）：県営大規模農道整備事業西讃南部地区

⑧ 家畜排せつ物の良質な堆肥化と利用の推進

良質な堆肥の生産と、地域環境に応じた堆肥の需給調整を図るため、畜産農家に対して堆肥生産技術指導などを行ったほか、地域ごとの堆肥利用啓発資料を作成し、耕種農家などへ配布しました。

▶ リーフレット作成部数（R2年度）：4,400部

⑨ 建築物等の分別解体、再資源化の促進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）のポスターやホームページによる周知、解体工事現場のパトロールの実施により、建築物等の分別解体や特定建設資材廃棄物の再資源化の促進に努めました。

また、公共工事での建設発生土の現場内利用や工事間流用のほか、再生砕石・再生加熱アスファルトなどの使用により、建設資材の再利用に努めました。

ウ) 循環産業の育成

① リサイクル工場の立地支援

広域的なリサイクル体制の構築のため、用地情報の提供をしました。

② エコアイランドなおしまプランの推進

豊島廃棄物等の中間処理施設の整備を契機として、直島町において、廃棄物の新たなリサイクルシステムを構築する環境産業の育成と住民主体の環境調和型まちづくりを展開し、循環型社会のモデル地域を形成するエコタウンプラン（エコアイランドなおしまプラン）が、平成14年3月に国（経済産業省・環境省）の承認を受けました。これに基づき、ハード事業（循環資源回収事業）とソフト事業（環境調和型まちづくり）に取り組んできました。

URL 「エコアイランドなおしまプラン」：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/haitai/ecoisland/kfvn.html>

令和2年度実績

	事業主体	内 容
ハード事業	三菱マテリアル（株）	(処理量) ・ 溶融飛灰再資源化施設 14,021t ・ 有価金属リサイクル施設 22,934t
ソフト事業	エコアイランドなおしま推進委員会等	・ なおしま環の里創生プロジェクト ・ 直島小学校環境教室 ・ まちの案内所窓口業務委託 ・ 「環境のまち・直島」情報発信事業 ・ 住民主体の環境調和型まちづくり事業 〔エコTシャツプロジェクト、情報発信・交流〕

エ) リサイクル製品の利用促進

① 環境配慮モデル製品と事業所の認定

第1章第3節を参照。(23ページ)

◎方向性を同じくするSDGsのゴール



第2節 廃棄物の適正処理の推進

◎現状と課題

(1) 現 状

① 一般廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設の現況

(令和2年度末現在、市町等設置で稼働中のもの)

施設の種類		施設数 (うち広域処理)	合計処理能力
ごみ処理施設	ごみ焼却施設	8 (6)	1,361t/日
	粗大ごみ処理施設	1 (1)	100t/日
	再生利用施設	11 (5)	196.5t/日
埋立処分地施設		10 (2)	1,978,964 m ³
し尿処理施設		9 (4)	847.82kL/日

資料：香川県廃棄物対策課

② 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の設置状況 (令和2年度末)

※最終処分場の残余年数：約9.4年 (令和元年度末現在)

施設の種類		高松市以外	高松市	計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	21	8	29
	汚泥の乾燥施設	1	0	1
	汚泥の焼却施設	0	0	0
	廃油の油水分離施設	1	0	1
	廃酸・廃アルカリの中和施設	1	0	1
	廃プラスチック類の破砕施設	19	2	21
	廃プラスチック類の焼却施設	1	0	1
	汚泥のコンクリート固形化施設	1	0	1
	産業廃棄物の焼却施設	13	4	17
	木くずの破砕施設	28	11	39
	がれきの破砕施設	48	15	63
	小計	134	40	174
最終処分場	安定型 (埋立中のもの)	9	1	10
	管理型 (埋立中のもの)	7	1	8
	小計	16	2	18
計		150	42	192

資料：香川県廃棄物対策課

③ 産業廃棄物処理業者

産業廃棄物処理業者は、排出事業者から産業廃棄物の処理の委託を受け、適正に処理する役割を担っており、産業廃棄物の処理を業として行う場合には、業務の形態に応じて、知事（高松市は高松市長）の許可が必要です。

産業廃棄物処理業者の状況 (令和2年度末)

処理業の種類	産業廃棄物処理業		特別管理産業廃棄物処理業	
	高松市以外	高松市	高松市以外	高松市
収集運搬	1,878	140	191	16
中間処理のみ	89	43	5	3
最終処分のみ	4	1	2	0
中間処理および最終処分	7	1	1	0
計	1,978	185	199	19

資料：香川県廃棄物対策課

(2) 課 題

廃棄物の不法投棄や不適正処理は後を絶たないことから、今後も、廃棄物の不法投棄の防止など適正処理の推進を図ることが重要です。また、廃棄物を適正に処理するためには、将来にわたって必要な中間処理施設や最終処分場を確保する必要があります。

◎具体的な取組み

1 廃棄物の適正処理の推進

ア) 廃棄物処理施設の確保と維持管理

① 廃棄物処理施設の整備促進

産業廃棄物処理施設の確保は、適正処理を進めるうえで基本的かつ重要な課題であり、計画的に行う必要があります。

法令で規定する産業廃棄物処理施設を設置する場合、知事（高松市内に施設を設置する場合は高松市長）の許可が必要です。

また、公共関与による廃棄物処理として、（公財）香川県環境保全公社では、内海港草壁地区で、安定型産業廃棄物埋立処分事業を実施しています。

各市町や一部事務組合が設置している一般廃棄物処理施設については、施設の維持管理に係る立入検査を実施するとともに、施設において毎年継続的に自主検査を実施するよう依頼しました。

イ) 監視指導体制の拡充・強化

① 産業廃棄物指導監視機動班

産業廃棄物の適正処理に関して指導監視を行うため、県内4地域の保健福祉事務所環境管理室などに設置した指導監視機動班を中心に、事業者、処理業者などへの立入調査を行っています。また、苦情通報に迅速に対処するとともに、不適正な処理を行った処理業者などに対しては、行政処分を行うなど厳正に対処しました。

指導監視機動班出動状況（令和2年度）

内 容	香川県	高松市
延べ出動日数	589日	119日
指導監視件数	2,255件	225件
指導票の交付件数	40件	9件

資料：香川県廃棄物対策課

苦情処理件数（令和2年度）

区 分	件数（うち高松市）
不法投棄	17（7）
野外焼却	41（27）
その他	66（17）
計	124（51）

資料：香川県廃棄物対策課

不利益処分（令和2年度）

	件 数	
	香川県	高松市
許可の取消し	1（4）	0（0）
事業停止	1（0）	0（0）
施設の使用停止	0（0）	0（0）
措置命令	0（0）	0（0）
改善命令	0（0）	0（0）
計	2（4）	0（0）

※（ ）は令和元年度

資料：香川県廃棄物対策課

② 市町職員に対する「立入検査証」の交付

産業廃棄物の不適正処理事案に対する早期対応や速やかな監視が行えるよう、希望する市町職員に対し、産業廃棄物処理施設などに立ち入ることができる「立入検査証」を交付しています。

▶ 交付者数（R2年度）：5市（坂出、善通寺、さぬき、東かがわ、三豊）8町（土庄、小豆島、三木、直島、宇多津、綾川、多度津、まんのう）の職員49名

③ 産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発

産業廃棄物の適正処理を進めるため、産業廃棄物の処理に関する各種情報の収集・提供や適正処理に関する普及啓発、産業廃棄物の適正処理に向けた講習会などを実施しました。

ウ) 廃棄物の適正処理の推進

① PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年7月施行）に基づき、PCB廃棄物保管事業者から届出を受けるとともに、安定器等の保有に関するアンケート調査を行い、PCB廃棄物の保有状況について把握を進めました。

県内の高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業（株）北九州PCB処理事業所で処理することになっており、令和2年度末で受入れを終了しています。低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設等で処理することになっており、処分期間内の処理（令和8年度末まで）が求められています。

② 県外産業廃棄物の搬入に関する事前協議

県外産業廃棄物については、原則搬入禁止としていますが、循環的な利用を行う場合は、条例に基づき事前に県に協議することを条件に搬入を認め、その内容をホームページ等で公表しています。

▶ 協議書提出件数（R2年度）：34件（県外産業廃棄物の搬入：約11万4千t）

URL 「県外産業廃棄物の循環的な利用に関する協議状況」：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/haitai/haikibutsu/kyogisho/>

③ 農業生産資材廃棄物の適正処理の推進

本県の農業生産資材廃棄物の円滑かつ効率的な回収と適正処理・リサイクルの推進を図るため、県では、地区農業生産資材廃棄物適正処理推進対策協議会に対し統一的な回収、処理システムの構築とリサイクルの推進を働き掛けるとともに、同協議会と連携して農業者に対し、廃棄物の減量化や適正処理、分別回収の啓発活動を行いました。

④ 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築

県は、県地域防災計画を補完し、具体化した形で発生量予測などの基礎的データや処理に係る手順を整理した「香川県災害廃棄物処理計画」について、主として巨大地震等を想定して策定していたものを、台風や豪雨などの風水害への対応も踏まえたものに今年3月に改定したところです。そのほか、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行するため、「香川県災害廃棄物処理行動マニュアル」を策定しています。

また、東日本大震災以降も激甚な災害が発生しており、その都度、災害廃棄物の処理が課題となっている中、初動体制の早期確立のため、課題などを明らかにし、対応方法の改善と関係機関との連携体制の充実・強化を図ることを目的として、県、市町、一部事務組合で構成する「香川県災害廃棄物対策連絡協議会」において、図上訓練を実施しました。

▶ 訓練実施回数（R2年度）：2回

さらに、国や四国4県等で構成する「災害廃棄物対策四国ブロック協議会」において、意見交換や訓練など広域で連携した災害廃棄物対策事業に取り組みました。

エ) 不法投棄や野外焼却対策の強化

① 香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会

香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会を開催し、県警本部など関係機関と密接に連携し、広報啓発活動や情報交換を行うとともに、ヘリコプターやセスナによる合同パトロールを行いました。

▶ 合同パトロール回数（R2年度）：9回

② 産業廃棄物の夜間・休日パトロール

警備会社に委託し、不法投棄・野外焼却などの不適正処理が行われやすく監視も難しい夜間・休日のパトロールを実施しました。

▶パトロール日数（R2年度）：180日

③ 廃棄物110番

広く県民から不法投棄や野外焼却などの情報提供を受けるため、廃棄物110番：087-832-5374（ヤマニゴミナシ）、0120-537483（ゴミナシバンザイ）を設置しています。

▶受付件数（R2年度）：47件

④ 環境監視員

生活区域内での産業廃棄物の不適正処理や水質汚濁などに関する情報収集と通報促進のため、県民に委嘱した環境監視員と県保健福祉事務所環境管理室などが連携を図っています。

▶環境監視員数（R2年度）：55名

⑤ 民間企業との協定

3社、4団体と産業廃棄物の不法投棄に関する情報提供について協定（うち1社は包括連携協定）を締結し、業務遂行中に産業廃棄物の不法投棄を発見した場合は、県に情報を提供することとしています。

⑥ 広報啓発活動

不法投棄と野外焼却について、広報誌やラジオ広報などを活用し、不法投棄の禁止と野外焼却の原則禁止を呼び掛けました。

オ) 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の推進**① 事業の進捗状況等**

土庄町豊島の産業廃棄物不法投棄事件については、国による公害調停を経て、平成12年6月6日、本県が処理を行うことで最終合意しました。

調停成立以降、本県では、調停条項に従い、豊島廃棄物等技術委員会の指導、助言を受けながら、処理施設の整備などを進めていき、平成15年9月18日から本格的な処理を開始しました。

以降、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下、産廃特措法という。）の期限である平成24年度末までの全量処理に向け、取り組んできましたが、平成23年度に処理計画期間があと2年となり、残存量をより正確に把握しておく必要があることなどから、処分地全体の測量を行い、処理対象量を推計した結果、約23万7千t増加し、約90万5千tとなり、処理期間が3年6カ月延びる見込みとなったことから、処理経費が大幅に増加することとなりました。

また、平成25年3月末で失効する産廃特措法の期限の延長と、必要な処理費用について既存の枠組みによる財政支援を講じるよう国に対し要望を行っていたところ、平成24年8月に期限延長法案が国会で可決成立し、平成25年1月に、平成28年度までの廃棄物等の処理や、廃棄物撤去後の処分地の地下水浄化などを盛り込んだ産廃特措法に基づく変更実施計画に対して、環境大臣の同意が得られました。

このような中、廃棄物等の処理を進め、平成29年3月28日に豊島からの搬出を終え、6月12日には直島での処理が完了しました。処理した廃棄物等の重量は912,373tとなりました。

平成25年1月に変更した実施計画には、廃棄物等の最終の処理量や具体的な豊島処分地での地下水浄化対策などが盛り込まれていなかったことから、これらの内容を反映した変更実施計画について国と協議を進め、平成30年3月に環境大臣の同意が得られました。

一方、豊島処分地において、平成30年1月以降に616tの廃棄物が新たに確認されたことから、その性状検査の結果を踏まえて適正に処理を進め、令和元年7月にすべての処理が完了し、これを加えた廃棄物等の最終処理量は912,989tとなりました。

また、豊島廃棄物等の直島中間処理施設への搬入などに使用していた直島栈橋の撤去が令和元年9月に完了し、これにより、直島側の施設撤去がすべて完了しました。

現在は、国の財政支援が受けられる令和4年度末までに、豊島処分地の地下水浄化対策や関連施設の撤去、北海岸に設置した遮水壁の遮水機能の解除等を完了するよう、取り組んでいます。

本事業は、平成12年に合意した調停条項に基づき取り組んでいる県政の最重要課題の一つであり、県民負担の軽減に努め、県議会をはじめ県民の皆様のご理解とご協力を得ながら、気を緩めることなく、安全と環境保全を第一に全力で取り組みます。

さらに、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の実施状況等については、ホームページなどを活用して、積極的な情報公開に努めます。

豊島問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄といった経済優先社会の「負の遺産」ですが、本県ではこれを機に、監視指導体制の強化など、不法投棄の根絶に全力を注ぐとともに、循環型社会の構築に貢献したいと考えています。

URL 「豊島問題ホームページ」：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/haitai/teshima/kfvn.html>

◎方向性を同じくするSDGsのゴール

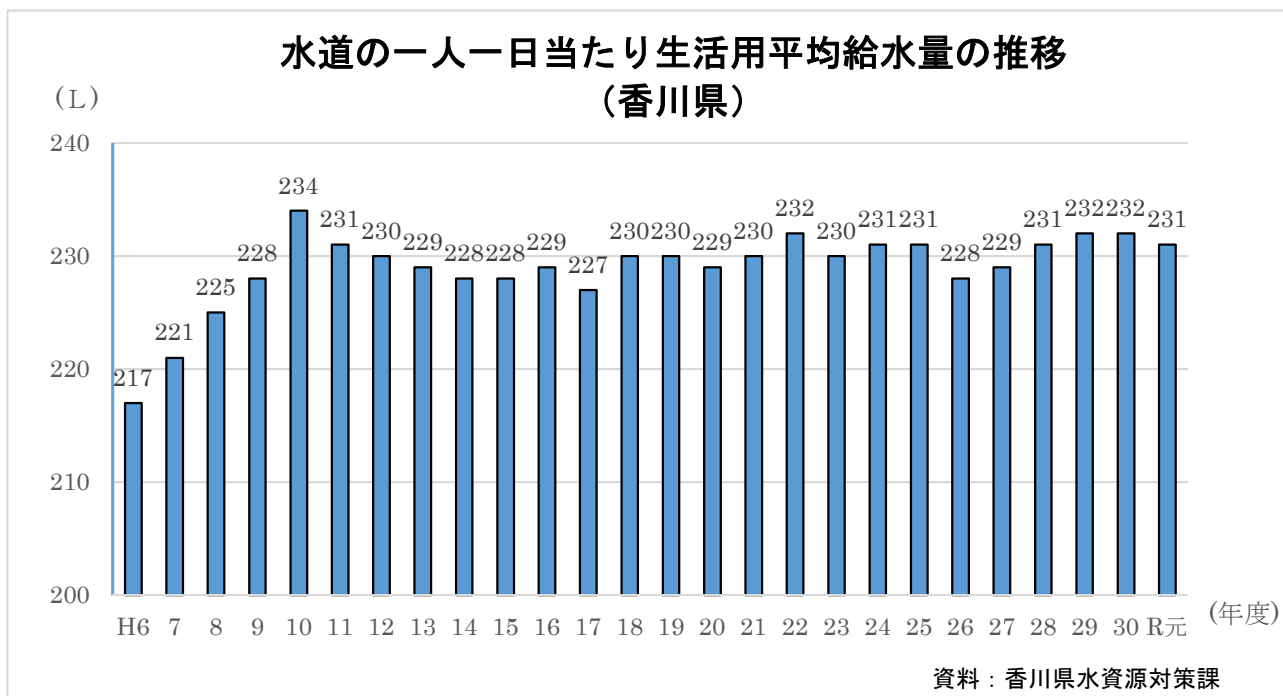


第3節 水循環の促進

◎現状と課題

県内18か所の下水処理場で処理される下水処理水の総量は、令和2年度は約60,651千 m^3 となっており、このうち約5%が再生水として利用されていますが、水資源に恵まれない本県では、雨水や下水処理水などの雑用水の利活用をさらに促進する必要があります。

また、本県の一人一日当たりの水道の生活用平均給水量は、平成10年度をピークに逡減傾向から近年は横ばいの状況にありますが、限りある貴重な資源である水の使用量を抑制するためには、より一層の節水意識の啓発が必要です。



◎具体的な取組み

1 水の循環利用等の促進

ア) 雑用水利用の促進

① 雑用水利用施設の設置指導等

「香川県雑用水利用促進指導要綱」に基づき、延べ面積10,000 m^2 以上の新築や増改築した建築物に対し雑用水利用施設の設置を指導し、設置者に「節水型モデル建築物」であることを表示するプレートを贈呈しました。

▶ 「節水型モデル建築物」プレート贈呈 (R2年度) : 1件

② 雑用水利用施設の整備状況

県有施設(県立学校含む。)の新築、改築時に雨水再利用設備(井水利用を含む。)を可能な限り整備し、再利用水を便所洗浄水等に利用してきました。

今後は、引き続き設備整備費と維持管理費を精査し、県有施設の新築、改築時の雨水再利用設備整備の検討を行うとともに、整備施設については、より適切な規模の整備を検討していきます。

イ) 下水処理水の再利用

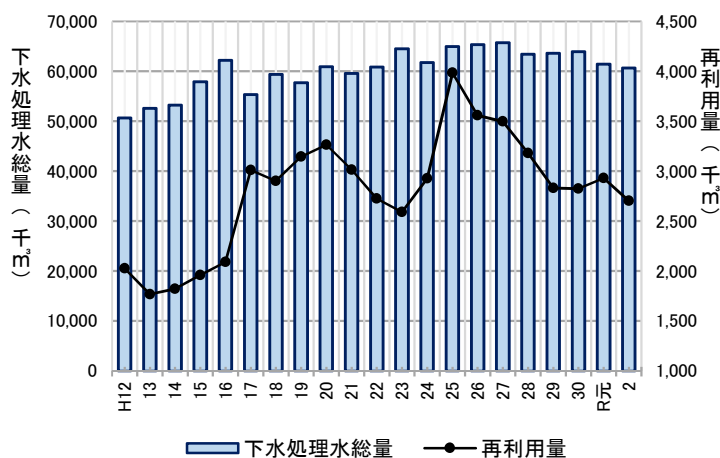
① 下水処理水の再利用

下水処理水は、水資源に恵まれない本県にとって、有効な水資源の一つであり、雑用水等に活用するなど積極的な活用を図っています。

県内での、下水処理水の総量は、令和2年度で年間約 60,651 千 m^3 であり、このうち約 2,702 千 m^3 が洗浄用水、冷却用水、水洗トイレ用水、散水用水などとして終末処理場内外で再利用されています。

このうち、高松市東部下水処理場からの処理水は、高松駅、高松港旅客ターミナルビルなど、56 施設（令和3年4月1日現在）で水洗トイレ用水などに再利用されています。

下水処理水再利用量の推移（場内および場外）



資料：香川県下水道課

ウ) 農業集落排水事業の促進

① 農業集落排水事業の促進

農村地域のし尿や生活雑排水などの汚水を処理し、ため池や農業用水の水質保全と生活環境の改善を図り、公共用水域の水質を保全するため、昭和57年度から農業集落排水事業を実施してきました。

▶ 供用開始（R2年度末）：

高松市ほか6市4町の42処理区（巻末資料<2-10>）



▲農業集落排水施設（白鳥処理場）

2 節水の意識の高揚とその促進

ア) 節水啓発活動の推進、節水活動の促進

① 各種イベントでの節水啓発

県と市町で構成する「節水型街づくり推進協議会」を中心として、各種イベントでパネル展示による節水展を開催しました。

② 節水ウィークの実施

水の週間（8月1日～7日）にあわせ、家庭での節水活動の実践（節水ウィーク）を促進しました。

▶ 節水チャレンジ参加者数（R2年度）：2,029世帯、8,681人

▶ 節水実績（R2年度）：1人1日当たり8.4L

イ) 節水学習の推進、水文化の継承

① 節水副読本等の配付・出前講座・香川用水の水源巡りの旅事業の実施

初めて水について学習する小学4年生全員を対象に、「節水型街づくり推進協議会」による節水副読本「香川県の人びとのくらしと水」を配付したほか、県内小学校4校で出前講座を実施しました。また、中学1年生を対象に、香川用水の水源施設の見学を通じて、水の大切さや先人の足跡を学ぶとともに、水源地域の人々との交流を深めることを目的として、香川用水の水源巡りの旅事業を実施しました。

- ▶ 副読本配付児童数 (R2年度) : 8,343人
- ▶ 香川用水の水源巡りの旅事業参加生徒数 (R2年度) : 358人

② ふるさと・水と土保全対策事業

次世代を担う子ども達が、本県の大動脈である香川用水の東西分水工や、香川の代表的なため池である満濃池、豊稔池を巡りながら、施設の重要性を学習し、水の大切さを学ぶことを目的として、「ふるさと探検隊」を開催しました。

- ▶ 開催日 (R元年度) : 令和元年 8月2日、参加人数 68名

ウ) 節水型機器の普及促進

① 節水コマの無料配布

「節水型街づくり推進協議会」を中心として、希望者に対して節水コマの無料配布を行いました。

② 産業技術センター技術相談・技術指導

産業技術センターによる技術相談・技術指導や情報提供などにより、企業の優れた技術を活用した節水型機器などの開発を支援しました。

エ) 県有施設への節水型機器設置の徹底

① 県有施設への節水型機器設置の徹底

新築、改築、内部改修工事などにあわせて節水型衛生器具類(手洗い自動水栓、節水型便器など)を採用し、設置しました。

- ▶ 採用施設 (R2年度) : 8施設 (道の駅「ことなみ」、農業大学校、香川西部養護学校など)

◎方向性を同じくするSDGsのゴール

